

西条市農業委員会 令和2年度 第11回総会 議事録

1. 日 時 令和3年2月9日(火) 午後2時05分から午後2時45分

2. 場 所 西条市中央公民館 多目的ホール

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100.0%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂				
会長代理	12番	渡邊 敏昭				
委 員	1番	越智 一志	10番	長谷川孝師	19番	曾我 照一
	2番	明比 典正	11番	川上 義則	20番	越智 栄二
	3番	徳増 靖記	13番	山田 好一	21番	越智 信仁
	4番	一色 達夫	14番	村上 繁敏	22番	戸田 博明
	5番	高橋 豊重	15番	武田 喜義	23番	真鍋 美鈴
	6番	西原 昇	16番	伊藤 健一	24番	高橋 忠親
	7番	高木キクミ	17番	青野 武		
	9番	井上 雅貴	18番	曾我 照一		

○欠席者氏名 なし

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	篠森 均	23番	山内 信政
	2番	一色 信之	13番	一色 和成	24番	大西 宗次郎
	3番	石川 孝幸	14番	武方 謙一	25番	佐々木 則幸
	4番	加藤 武司	15番	武田 義臣	26番	越智 勝邦
	5番	伊藤 正夫	16番	鈴木 伸二	27番	玉井 隆志
	6番	伊藤 龍二	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	18番	山内 強	29番	曾我 敏数
	8番	宮武 恭宏	19番	黒川 俊彰	30番	今井 文雄
	9番	岡本 省三	21番	高橋 寿夫		
	10番	安藤 英利	22番	永井 和俊		

○欠席者氏名

12番 森田 忠茂 20番 高橋 正

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条第1項の目的に係る買受適格証明願について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 青野栄一 東予分室長 松木 淳

事務局次長 田口剛洋

事務局主査 渡邊龍也 事務局副主査 越智史郎

7. 議事内容

事務局 ただ今から、令和2年度 第11回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

【会長挨拶】

事務局 それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議長 それでは、ただ今から、令和2年度 第11回西条市農業委員会総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。
伊藤健一委員、青野武委員の両委員にお願いいたします。
欠席届が推進委員の12番 森田忠茂委員、20番 高橋正委員から出ております。ただいまの出席農業委員数は、24名でありま

す。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。よろしく申し上げます。

4ページをお願いいたします。

167号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

168号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

169号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

170号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

171号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

172号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

本件は、申請前から農地を駐車場として利用していたことから、渡邊職務代理から農地に戻すよう指導した結果、現在、適正に農地として管理されております。

173号は、〇〇の〇〇氏が、親族である〇〇氏（亡）から遺贈、つまり遺言によって所有権の移転を受けようとする申請であります。

174号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

175号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

176号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

177号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

178号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、12件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、12件であります。167号から順次ご意見を伺いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

地区委員 167号 問題ありません。
168号 問題ありません。
169号、170号 問題ありません。
171号 問題ありません。
172号 問題ありません。
173号 問題ありません。
174号、175号 問題ありません。
176号 問題ありません。
177号 問題ありません。
178号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上12件を原案どおり許可することといたします。

農地法第3条買受適格証明願関係

議 長 次に、7ページ、議案第2号 農地法第3条第1項の目的に係る買受適格証明願について、を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 8ページをお願いします。
ご説明いたします。
個人債権者が差押えを行った〇〇の農地3筆について、松山地方

裁判所の競売が行われることとなり、入札希望者1名から、入札の資格を証する農地の買受適格証明願いが提出されました。

1号は、〇〇の〇〇氏が、3筆の農地について、競売参加のため、買受適格証明の交付を申請するものであります。

以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上、1件であります。地区委員さんから、ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 異議ありません。

議 長 他にご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することといたします。

農地法第4条関係

議 長 次に、9ページ、第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

20号は、〇〇の〇〇氏が、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、平成6年に住宅を建築した時に申請地の農地にはみ出した状態で建築されており、無断転用を是正しようとする申請でございます。「今後は、このようなことが絶対無いようにいたします」という始末書が提出されております。

21号は、〇〇の〇〇氏が、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。

22号は、〇〇の〇〇氏が、露天貸駐車場等に転用しようとする申請でございます。

本件は、平成18年4月頃に、申請地の中央部にタイルを敷き、

樹木や石をならべて庭園のように使用しておりました。「今回の申請に際し始めて農地法違反を認識し、法令違反と知ったことから、今後は、工事を始める前に専門家から意見を聞き法令遵守に気を付けます」という始末書が提出されております。

以上3件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上、3件であります。20号から順次ご意見・ご異議等を伺いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

地区委員 20号 問題ありません。
21号 問題ありません。
22号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上3件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、11ページ、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

156号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、申請地の北側の自己住宅の建築を請け負った建築業者が、工事の都合を優先し、申請地を地上げした上で、北側の建築の通行・施工に利用していました。

建築業者からは、「次回の工事施工からは、このようなことがないように気を付けます」という始末書が提出されております。

157号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏外1名から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

158号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、農業用倉庫敷地への進入路として転用しようとする申請でございます。

本件は、後程、報告承認案件の中でご説明いたします許可不要である農業用施設の届出と関連しており、進入路として転用しようとするものでございます。

令和2年6月に農地法の解釈を誤り、コンクリート造成しており、申請人からは「以後このようなことがないように農地法の手続きを遵守いたします」という始末書が提出されております。

159号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

160号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

161号は、〇〇の〇〇が、〇〇の氏外4名から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

本件は、平成25年に申請地に隣接する宅地に住宅が建っていましたが、取り壊しをする際に工事車両が直接宅地へ入ることが難しかったことから、申請地を車両の通行や駐車ができるように造成し、工事完了後もそのままの状態ですべて現在に至っております。

申請人からは、「許可を得ず農地を造成してしまい大変申し訳なく思うとともに、以後このようなことがないようにいたします」との始末書が提出されております。

162号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

163号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

以上8件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、8件であります、156号から順次ご意見をお伺いしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

一色達夫委員 156号について、意見を述べさせていただきます。

申請地は、甲〇〇及び甲〇〇となっておりますが、現況を見ても甲〇〇として農地が残っています。その農地に建設ダンプが置かれ、表土がはがされていることから、田として現状利用できない状況となっております。このようなことは地元委員として、農地を保全する委員としての立場から、いかなるものかと問題視しておられます。これを保留にすると、業者との契約の期間にも支障が出てきますので、一応、賛成はしますが、甲〇〇を田として原状回復することを

指導することを条件にしたいと思います。

次の157号については、異議ありません。

議長 158号について、お願いします。

地区委員 158号、159号 問題ありません。

160号 問題ありません。

161号 問題ありません。

162号 問題ありません。

163号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 4条・5条の案件について、今期初めて農業委員、推進委員に就任された方もおられると思いますが、特に5条関係については、問題がある農地のケースもあるかと思えます。事務局からは事前に議案書、資料を送付しております。疑義がある場合は、農業委員会の総会までに、推進委員に当たっては近隣の農業委員又は事務局を通じて、内容を十分理解してもらいたい。総会当日ではなく、総会までに事前に事務局との相談において保留・取り下げの対応をしてもらいたいと思います。

先程の5条関係の8件については、「異議なし」ということでありますので、以上8件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農用地利用集積計画関係

議長 次に、14ページ、議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 議案書の差し替えを配布させていただいております。

16ページをお願いいたします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書17ページから41ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、144件、面積は、47万8,938.89㎡となっております。

そのうち、所有権移転は、6件、面積は、10,575㎡となっております。以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 17ページの申請番号1581号、3684号及び4402号は新規就農者であり、面接を行いましたので、地区委員から報告をお願いします。

日野哲也委員 今回の新規就農希望者につきまして1月14日に本庁において面接を行いました。面接を行ったのは、加藤会長、及び私、日野です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、63才であります。〇〇氏は、退職後、農業に興味をもち、今回、〇〇の農地、1,252㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。栽培する作目は、柑橘です。今後は、みかんを栽培している農家に指導を仰ぐそうです。

その他、推進委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。以上で報告を終わります。

山田好一委員 今回の新規就農希望者につきまして1月18日に東予総合支所において面接を行いました。面接を行ったのは、渡邊職務代理、鈴木委員及び私、山田です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、60才であります。〇〇氏は、先月、勤めていた会社を退職し、時間に余裕ができたため、今回、〇〇の農地、705㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。予定している作目は、メロンです。今年、借りた土地にビニールハウスを設置するなどの準備と、3月からは研修を受け、来年から栽培を開始する予定です。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。以上で報告を終わります。

伊藤健一委員 今回の新規就農希望者につきまして1月18日に丹原総合支所において面接を行いました。面接を行ったのは、渡邊職務代理、高橋正委員及び私、伊藤です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、51才であります。〇〇氏は、結婚してから夫の実家で農作業の手伝いをして

いました。子どもも独立し、自由な時間ができたため、今回、〇〇の農地、4,790㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。予定している作目は、水稻です。今後は、農業をしている夫の父や兄から、指導を仰ぐそうです。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。
3名の委員さんには、面接についてありがとうございました。
委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議長 次に、42ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 令和2年12月16日から、令和3年1月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を63件、農地法施行規則第29条第1号届出1件、農地バンク利用登録（新規）1件、農地バンク農地登録（更新）4件 受理いたしました。
ご了承をお願いいたします。

議長 何かご意見等、ございませんでしょうか。

曾我敏数委員 農地バンクの利用登録について、農地の管理を適正にしてくれない方と思われる。農地バンクを利用する場合は、事務局もしっかり指導しないと、隣接の耕作者は迷惑を被ると思います。

議長 4番の〇〇さんですね。
事務局、農地バンクの利用について、手順の説明をお願いします。

事務局 まず、利用登録をしてもらいます。農地を作ってもらいたい方が大郷地区でいた場合には、利用登録者に紹介をすることとなります。貸借、売買がありますが、双方でマッチングをしてもらい利用権設定又は3条で権利移動が発生する場合には、地元委員さんに事前にご相談させていただくこととなりますので、ご了承をお願いします。

曾我敏数委員 事前に登録する際に、登録者が農地を事前に管理できているかどうかを確認の上、登録するべきではないか。例えば、総合支所の担当者にも登録者の情報を確認してほしい。

議長 確認しながら登録したいと思います。

他に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。

慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条第1項の目的に係る買受適格証明願について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和3年2月9日 午後2時45分